

令和 3 年第 1 回 廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 3 年 1 月 7 日 (木)
午前 10 時 00 分開会 午前 11 時 00 分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7 階会議室
3. 出席委員 (農業委員 12 名) ※新型コロナ対策のため農業委員のみ参集
2 番 木浦 紀幸 3 番 神鳥 正貴 4 番 中山 誠治
5 番 岡 真由美 6 番 古川 憲吾 8 番 梶原 安行
9 番 是佐 恵美子 10 番 山田 政則 11 番 河井 孝之
12 番 岩木 國明 13 番 沖村 弓枝 14 番 河野 義刀
4. 欠席委員 (2 名)
1 番 中田 安義 7 番 宮本 孝博
5. 議事録署名委員
11 番 河井 孝之 12 番 岩木 國明
6. 会議に出席した委員以外の者
なし
7. 服務のため出席した者
農業委員会 事務局長 河内 光也
 係 長 比良 大助
 主任主事 武田 枝梨加
(佐伯支所) 主 査 西田 昭子
(吉和支所) 専 門 員 西本 真
(大野支所) 主 幹 小林 公明
(宮島支所) 主任主事 佃 雅文
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
(1) 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について (利用権貸借)
(2) 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(3) 議案第 3 号 非農地証明交付申請について
《報告事項》
(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
(3) 報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について
(4) 報告第 4 号 農地法 3 条の規定による許可処分取消の専決処理について
9. その他

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	令和 3 年第 1 回廿日市市農業委員会総会を開会します。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名、本日の出席委員 12 名、欠席委員 2 名。在任の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により本総会は成立をしております。 続きまして、議事録署名委員を指名いたします。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づき、11 番の河井委員、12 番の岩木委員のご両名にお願いいたします。 ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について、説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は 2 ページに総括表、3 ページ、4 ページに内訳、位置図は 1 ページから 4 ページになります。 番号 85 番、農地の所在地は、玖島字壱町田景浦、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、1 筆の 805 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和 7 年 3 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 86 番、農地の所在地は、永原字小坂、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、3 筆の 1,939 平方メートルで、利用目的は田です。期間は、公告日から令和 7 年 12 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号 87 番につきましては、別途関連議案がございます。先に 13 ページの報告第 4 号、番号 296 番をご覧ください。 こちらは、令和 2 年 10 月 9 日付で農地法第 3 条の許可をしたものですが、申請人による地番の誤りであったため許可

	処分取消を行った案件です。このたび同一の申請者で改めて、番号 87 番ですが、利用権設定の申請が出されたものでございます。 番号 87 番、農地の所在地は吉和字田中原速田河内、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、1 筆の 1, 576 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和 7 年 12 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号 88 番、農地の所在地は、原字東後畑、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、1 筆の 1, 276 平方メートルで、利用目的は畑です。期間は、公告日から令和 8 年 1 月 31 日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画について、番号 85 番、86 番、87 番、88 番の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局から説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 85 番、岩木委員、86 番、河井委員、87 番、岡委員、88 番、沖村委員、お願いいたします。
12 番委員	12 番の岩木です。番号 85 番について、現地確認のご報告をいたします。地図は 1 ページです。12 月 15 日に事務局 2 名と堀田推進員と私とで確認をいたしました。 貸付者と借受者、新規とありますけれども、経過後の申請になりましたので、新規扱いをされています。現在も耕作されていますので、何ら問題がないと思いますので、ご意見をよろしくお願いいたします。
11 番委員	11 番の河井です。86 番の利用権の設定について説明をいたします。12 月 16 日に三田推進委員、事務局 2 名と現地確認をしております。場所は地図の 2 ページで、近くには、つくだ煮を製造しております工場があります。借受者は、まだ 58 歳と若いのですが、東京より田舎暮らしがしたいとのことで、空き家を購入されて、また稲作をしたいとのことで、12 月 4 日の総会でも約 20 アールの利用権の設定を申請されておられます。 今回の申請で、約 20 アールですが、合計では 40 アールの稲作をされることになります。近くの農家の指導を受けられるようです。40 アールの遊休農地、耕作放棄地に近かったのだ

	、解消になることと思います。大変良い申請だと思います。 12月4日の申請地の農地は、既にトラクターを購入されて、あら起こしをしておられます。以上です。
5 番 委 員	5 番の中田です。ナンバー 87 番について説明します。 12月20日、事務局と私、中田委員とで再度確認いたしました。先ほど事務局から説明があったように、以前10月に出た案件で、地番の誤りがあったことが発覚したための再度の利用権設定となっておりますので、何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
13 番 委 員	13 番の沖村です。88 番の説明をいたします。 12月23日、岡村推進員と事務局2名とで現地調査に行きました。地図は4ページです。借受者は、地図の赤い車線部分のすぐ上に位置する別荘を購入され、下のほうにあります、アルカディアがあるのですけれど、そのすぐ下でそばを作ること、農地を購入されました。 今回の設定される土地ですけれども、数年耕作されておらず、カヤが生えておりました。既に会社の職員を使って、カヤの根を掘り返して、きれいにされておりました。個人では無理かなと思いますが、会社の職員も手伝うとのこと、良いことだと思います。後畑は少しでも、数年でも他地域の人を呼び込み、維持していきたいと思っております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま地元地区担当委員の説明がありましたが、これについてご意見、ご質問等があればお願いいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議 長	意見がないようですので、お諮りをします。 議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議 長	異議なしと認め、議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。 それでは、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について議案といたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

	いて、説明させていただきます。 議案書は 5 ページに総括表、6 ページ、7 ページに内訳、位置図は 5 ページ、6 ページになります。位置図につきましては、6 ページについて別途お配りしている差替えがありますので、そちらをご覧ください。 番号 2 7 3 番、農地の所在地は、中道字中西の第 2 種農地で、登記地目は田、面積は、1 筆の 1, 4 9 0 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 次に、番号 2 9 9 番、農地の所在地は、津田字上市の第 2 種農地で、登記地目は田、面積は、2 筆の 1, 3 1 5 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 次に、番号 3 0 0 番、農地の所在地は、津田字別府の第 2 種農地で、登記地目は田、面積は、6 筆の 1, 5 5 2 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局から説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。 2 7 3 番、神鳥委員、2 9 9 番、3 0 0 番、木浦委員にお願いいたします。
3 番委員	3 番の神鳥です。2 7 3 番について説明いたします。 1 1 月 1 6 日、黒田委員、事務局 2 名、私と計 4 名と設置業者 2 名、計 6 名で現地を確認いたしました。地図は 5 ページで、道の駅スパ羅漢を吉和の方面に進み、すぐ左手に山口県岩国市錦町方面に 1 キロ進んで中道橋を右に渡った上の位置になります。 譲渡人は、西区にお住まいで、農地は既に荒廃、原野化しており、耕作困難であります。譲受人は、太陽光発電事業を行うための所有権移転です。既に、周辺には太陽光パネルの設置もあり、何ら問題ないと思われます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
2 番委員	2 番、木浦です。番号 2 9 9 番、3 0 0 番についての報告をします。 去年の 1 2 月 1 8 日に、河野会長、事務局 3 名、工事業関係

	係者の１名の立会で現場を調査しました。場所は、６ページで、網掛けがしてあるところです。すぐ上が県道で右側が佐伯中学校、左側が吉和と、それから逆Ｔ字型の北方向に上がったところが佐伯高校です。 まず、２９９番についてですが、これはもう休耕して雑草がかなり生えているという状態の土地でした。 それと３００番は、防草シートをして管理だけはされているという土地です。それで両者とも、譲渡人は、年齢的にも家族構成的にも、維持管理ができないという状態になっておられます。あえて言えば、そういう状況のなか、安い単価で売買をされているという状態になっているのではないかと思います。 ３００番は、すぐ隣地に網掛けのすぐ隣、右に人家があるのですが、ここの人はほぼ家の網掛けのすぐ右側が両隣が太陽光に挟まれるというような状態になります。問題があるとか、ないとかという以前のような状態になります。当事者が申請されているということで、しかもこれは防草シートもなく、ただ管理はしますよという現場の説明であります。 旧佐伯、吉和は、農業後継者が少ない。譲渡人に農業後継者もいないということで、これから自給率も上がらないであろうし、そのうち食料危機が来ると思われているので、とにかく私たち自身が声を上げて、そういうことに自身が備えるという以外には、方法がないのではないかと思います。農地申請なのです。ですが、当事者の譲渡人に、諸事情があるということはよく分かるので、許可せざるを得ないと思います。どうかよろしくお願いいたします。
議長	今、議案の３００番、２９９番については、いろいろ近隣の人家で苦情も出ているらしいです。去年１年ぐらいかかっている調整があつての、今回の申請という形になるのだらうと思います。今回、議案として提案されたわけでございます。十分な審議をお願いします。 これにつきまして、各委員さんの意見をお伺いいたします。ご意見ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第３号 非農地証明交付申請について議案といたします。

事務局	事務局から説明をお願いします。 議案第３号 非農地証明交付申請について、説明させていただきます。 議案書は８ページ、位置図は７ページになります。議案と一緒に送付しました、現地確認写真が添付されている「議案第３号資料①」も併せてご覧ください。 番号２９８番、農地の所在地は、地御前字神賀、登記地目は畑で、面積は、１筆で２１４平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が、著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第３号、非農地証明交付申請について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員さんの意見をお伺いします。 中山委員、お願いします。
４番委員	４番の中山です。１２月１５日、事務局２名と私と確認に行きました。所有者が東京世田谷区で、お住まいが遠くのことでもあるのですが、現状は非農地ということで確認しましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これについてご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第３号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第１号 農地法第４条第１項第８号の規定による届出について、報告します。

事務局	事務局から説明をお願いします。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は、9ページ、位置図は、8ページになります。 今月の報告は、令和2年11月11日から令和2年12月10日までの間に受理した1件です。議案の朗読は、省略させていただきます。 番号291番につきましては公衆用道路への転用の届出ですが、既に公衆用道路として使用しているため始末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いします。
10番委員	これは公衆用道路になっているといわれますが、昨日、今日始まったことではないでしょう。随分前から公衆用道路になっているのでしょうか。何で今頃、出てくるのですか。始末書というのは、申請者が始末書を出すということですか。
事務局	そうですね。4条なのでそうなります。
10番委員	そういうことだろうね。これは道路の下なんか相当前で、市が許可したのではないですか。何で申請者が始末書を出さないといけないのですか。
事務局	申請者の敷地内のところの傍の道のところを公衆用道路として利用されていたのですけれど、このたび登記等を整備される中で、ここが公衆用道路で登記簿上、田であるということが分かったため、このたび申請をされたということでございます。
10番委員	それはそうだろうけど、何でこんなことになるのか。きちんとした都市計画の管理で進めているところで、市は関係ないのですか。
事務局	そこら辺につきましては、市の関連の法律などの手続の流れであるのかもしれませんが、ここらの部分については、私どもも分からない部分がございます。申請者で登記を整理される中で、公衆用道路ということが判明したため、このたび始末

	書をつけて申請ということには至りました。あくまでも結果論で申し訳ないのですけれど。
議長	ここは正式に、市道になっているのですか。
事務局	はい。
議長	これは前にもご指摘があった件でもあるように思います。ここではないのですが、市の道路行政の中でのいろいろな不整理で、本当にいいことではないことですね。 農業委員会からこういう苦言があったというのは関係課に報告してください。以前も市の管理下ではないですかということですが、農業委員会からも強くあったと思います。
事務局	そうですね。道路設置の際は、許可不要で、道路を先に先行してやるというケースが多々あります。その際に、後ほど、届出等をする可能性があるとは思いますが、そこら辺の手続をどのようにされたのかというのは、こちらも分からないのですが、この点につきましては、関係課などともう一度よく話はさせていただきたいと思います。
4 番委員	公衆用道路だから税金はかかってないかもしれないけど、やはり分からずに話をするのではなくて、関係各所もしっかりしてほしいですね。これが固定資産税がかかったら5年さかのぼって返すのでしょうか、公衆用道路だから課税にかかっていないのでしょうか。もう少ししっかりと調査をしていただきたい。道路が後からだったのが、申請者が土地を買った後、廿日市の市道ができたのか、そこらが定かでないのでしょうか。
事務局	そうですね。公衆用道路ということでおっしゃるとおり、多分、非課税ということでもございます。道路が先だったのか、申請者が先だったのか、そこら辺につきましては、我々も分からない部分なので、確認をさせていただきたいと思います。話は関係課などともさせていただきたいと思います。
議長	そういうことを主管課へ報告をお願いしておきます。他にございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。 事務局から説明をお願いします。

事務局	報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は、１０ページ、１１ページ、位置図は、９ページから１１ページになります。 今月の報告は、令和２年１１月１１日から令和２年１２月１０日までの間に受理した３件です。議案の朗読は、省略させていただきます。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について、報告を終わります。 報告第３号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第３号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告させていただきます。 議案書は、１２ページ、位置図は、１２ページになります。広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、議案の朗読は、省略させていただきます。 番号２８５番、２８６番については、昭和４７年１２月１６日付で、居宅として利用するため、許可済みの案件であり、非農地として処理する旨を回答しております。 以上で、報告第３号 地目変更登記に係る、登記官からの照会について、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これにつきまして、質疑等があればお願いします。 質問はございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第３号 地目変更登記に係る登記官からの照会について、報告を終わります。 ありがとうございました。

議長	以上で、議事を終わります。 次回、第2回農業委員会総会は2月5日金曜日、当会場で開催する予定にしております。よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。
----	--

(閉会 午前11時00分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月5日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（11番委員）

廿日市市農業委員会委員（12番委員）
